

島本駅東エリア活性化実施計画策定業務

プロポーザル実施要領

1 背景と目的

■背景

JR 島本駅の東エリアは、本町の玄関口として町内外の多くの方が訪れる場所であり、島本町立歴史文化資料館や史跡桜井駅跡史跡公園といった公共施設が位置しています。

島本町立歴史文化資料館（以下、「歴史文化資料館」）は、島本町の歴史と文化を知っていただけるよう、資料の常設展示や企画展を行うとともに、芸術・文化をはじめ、にぎわいづくりに関する住民団体によるイベントなどにも利用されています。歴史文化資料館は、地域活性化を目的として、施設のさらなる活用が期待されており、令和8年度に施設の保存活用計画を作成し、令和9年度以降、耐震改修等を含めた施設改修にとりかかることを予定しています。

史跡桜井駅跡史跡公園（以下、「史跡公園」）は、住民の憩いの場として利用のほか、島本町内の各種イベント会場としても利用されています。史跡公園であることから、形状変更等各種制約があるものの、市街地の中心に位置しており、にぎわいづくりという観点からさらなる活用策が期待できるポテンシャルの高い拠点であると考えられます。

また、歴史文化資料館と史跡公園をつなぐ駅前広場は、両施設をつなぐ場所として改修を進めることで、駅前東エリアとしての発信強化が期待されており、JR 島本駅周辺を拠点に阪急水無瀬駅を結ぶ都市軸の魅力を創出することで、旧西国街道を通じた周遊者の増加から町内全域のにぎわい創出につながる効果も期待できます。

■目的

歴史文化資料館、史跡公園といった歴史的資源が集積し、まちの玄関口である島本駅東エリアを今後まちの顔となる駅前としてより魅力的な場所にしていくため、島本町の新たな歴史・文化拠点の形成に向けた基本的な考え方、整備利活用の方向性を示す実施計画を策定します。

2 業務概要

- (1) 業務名 : 島本駅東エリア活性化実施計画
- (2) 履行場所 : 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 島本町役場
- (3) 履行内容 : (1) 住民意向調査計画の検討
(2) 調査結果の集計・分析

- (3) 島本駅東エリア再整備の概略設計の検討
- (4) 概算事業費の算定
- (5) 民間利活用の条件の検討に対するアドバイス
- (6) 実施計画とりまとめ
- (7) 報告書作成
- (8) 打合せ協議
- (9) 成果品等の提出

※詳細は「島本駅東エリア活性化実施計画策定
業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

- (4) 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (5) 提案限度額 : 5,720,000円(税込)
- (5) 担当部署 : 〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
島本町役場 都市創造部にぎわい創造課(内山、西村)

3 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

なお、審査会における審査実施までに要件を満たさなくなった場合はその時点で参加資格を失うものとし、審査後に要件を満たさなくなった場合はその者と契約をしないものとする。

- (1) 島本町財務規則第107条(平成11年規則第12号)に規定する令和8年度から令和10年度までの指名競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていること。もしくは名簿に登録されていない者で、島本町入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められること。なお、名簿に登録されていない者については資格審査を行うため、別途必要な資料を提出すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 島本町暴力団排除条例(平成26年島本町条例第8号)第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。

5 スケジュール

期日	項目
令和8年4月24日(金)	公募開始(公告)
令和8年5月11日(月)午後4時まで【必着】	質問書提出期限
令和8年5月14日(木)中	質問書の回答期日

令和8年5月15日（金）午後4時まで【必着】	参加表明書提出期限
令和8年5月20日（水）予定	参加資格確認通知
令和8年6月1日（月）午後4時まで【必着】	企画提案書等提出期限
令和8年6月9日（火）予定	プロポーザル審査会
令和8年6月中旬	審査結果通知、詳細協議
令和8年6月下旬	契約締結

6 関係書類

次の関係書類は、島本町ホームページからダウンロードすること。

URL : <https://www.town.shimamoto.lg.jp/soshiki/16/35413.html>

【ホーム> 町政情報> 事業者向け情報> 入札・契約】

- (1) 島本駅東エリア活性化実施計画策定業務プロポーザル実施要領
- (2) 島本駅東エリア活性化実施計画策定業務プロポーザル審査基準
- (3) 島本駅東エリア活性化実施計画策定業務仕様書
- (4) プロポーザル参加表明書（様式1）
- (5) 誓約書（様式2）
- (6) 委任状（様式3）
 - ※支店や営業所で参加する場合又は本店以外で事務手続を行う場合は、必ず提出すること。
- (7) 事業実績書（様式4）
- (8) 企画提案書（様式5）
- (9) 見積書（様式6）
- (10) 実施体制調書（様式7）
- (11) 質問書（様式8）
- (12) 辞退届（様式9）
- (13) 島本駅東エリア活性化実施計画策定業務に係るプロポーザル参加資格審査申請書（様式10）
- (14) 営業所一覧表（測量・建設コンサル）（様式11）
- (15) 実績調書（測量・建設コンサル）（様式12）
- (16) 技術者名簿（測量・建設コンサル）（様式13）
- (17) 町税に関する納税状況調査同意書（様式14） ※町内事業者のみ
- (18) 登録カード（測量・建設コンサル）（様式15）

7 質問及び回答

本業務及び本プロポーザルに関し、質問がある場合は、次のとおり担当部署へ提出すること。

- (1) 提出期限

令和8年5月11日（月）午後4時まで【必着】

(2) 提出方法

質問書（様式8）を作成のうえ、以下のフォームからにぎわい創造課へPDFデータで提出すること（来庁による窓口対応、電話その他の方法による質問への対応は行わない）。

質問書提出フォームURL：

<https://logoform.jp/form/8bKw/1529596>



(3) 回答方法

質問への回答は、令和8年5月14日（木）中に本町のホームページに掲載する。質問者の名称は公表しない。なお、質問がなかった場合はその旨を掲載する。

(4) 回答の効果

回答した内容は、本実施要領の内容に追加され、又は修正されたものとみなし、回答に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

8 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類のPDFデータを以下のフォームからにぎわい創造課へ提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月15日（金）午後4時まで【必着】

(2) 提出方法

にぎわい創造課へ以下のフォームにより提出すること。

参加申込書類提出フォームURL：

<https://logoform.jp/form/8bKw/1543080>



(3) 提出書類

全事業者		
提出書類	様式	添付書類
プロポーザル参加表明書	様式1	・会社案内パンフレット、製品パンフレット等
誓約書	様式2	
委任状	様式3	・契約書等、業務内容を称するものの写し
事業実績書	様式4	・実績内容の詳細がわかる資料等

参加資格要件のうち、名簿に登録がない者 ※追加提出		
提出書類	様式	備考
プロポーザル参加資格審査申請書	様式10	

営業所一覧表（測量・建設コンサル）	様式11	
実績調書（測量・建設コンサル）	様式12	
技術者名簿（測量・建設コンサル）	様式13	
町税に関する納税状況調査同意書	様式14	※町内事業者のみ
登録カード（測量・建設コンサル）	様式15	
登録証明書等（写し可）	—	・営業に関し法律上必要となる登録証明書等
身分証明書等（写し可）	—	・履歴事項証明書 ※申請日前3か月以内のもの
納税証明書（写し可） 「その3」又は「その3の3」	—	・消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（所管税務署にて発行） ※申請日前3か月以内のもの
印鑑証明書（写し可）	—	※申請日前3か月以内のもの
財務諸表（写し可）	—	・貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書等
I S O 認証機関発行の登録証（写し）	—	※取得業者のみ
障害者雇用状況報告書	—	プロポーザル参加資格審査申請書中、「障害者雇用状況」欄に記入している人数等を確認できるもの

(4) 留意事項

- ・共同企業体での参加の場合、参加企業ごとに様式1～4を作成し、提出すること。また、任意様式で、参加いただく企業体の関係（代表企業、構成企業、業務割合等）が分かる資料をあわせて提出すること。
- ・共同企業体での参加にあたり、島本町の令和8年度から令和10年度までの指名競争入札参加資格者名簿の登録について、仮に代表企業が登録済で構成企業が未登録の場合、構成企業において、4参加資格要件(1)に記載する書類を提出すること。

(5) 参加資格確認通知

令和8年5月20日（水）までに、参加申込書に記載された連絡先に、次に掲げる事項を記載した「参加資格審査結果通知書」を電子メールで通知する。

ア 参加資格を満たすと認めた者にあつては、参加資格要件を満たす旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を満たさないと認めた者にあつては、参加資格要件を満たさない旨及びその理由

9 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格要件を満たしている者には、令和8年6月1日(月)付けで企画提案書等を提出するよう通知する。企画提案書等は次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月1日(月) 午後4時まで【必着】

(2) 提出方法

にぎわい創造課へ以下のフォームにより提出すること。

提案書提出フォームURL：

<https://logoform.jp/form/8bKw/1543441>



(3) 提出書類

提出書類	様式	添付書類
企画提案書	様式5	・ 提案内容書(任意様式。企画内容の分かる関係書類)
見積書	様式6	・ 見積内訳書(任意様式)
実施体制調書	様式7	

(4) 留意事項

- ア 提出書類等の内容について、後日、本町から疑義照会等を行うことがある
イ 提出書類等の提出後の差替え、追加、変更、削除等は認めない。

10 企画提案書等の作成要領

(1) 提案内容書

ア 構成

提案内容書は、次の表の項目について、項目順に記載すること。

項番	項目	記載内容
1	事業者実績	・ アイディア及び事業への参画可能性を把握するため、歴史・文化・自然の発信拠点としてのエリア活性化の観点から、本業務に類似する事業の実績を記載すること。
2	業務の実施方針	・ 業務の実施方針について、簡潔に記載すること
3	東エリア活性化プランのアイディア	・ 本エリアをどのように利活用することが期待できるか、本エリア活性化のモデルプランのアイディアを1つ以上記載すること
4	業務実施スケジュール	・ 業務の実施スケジュールについて、簡潔に記載すること

5	その他	・その他、本提案の特長やアピールポイントがあれば記載すること
---	-----	--------------------------------

イ 提案内容書の規格

- (ア) A4判横書きで、表紙、目次等を含め30ページ（A3判は1ページでA4判2ページ相当分とカウントする。）を限度とすること。表紙及び目次を除きページの下部にページ番号を付すこと。
- (イ) 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど見やすく明確な提案内容書とすること。必要に応じて用語解説を付すこと。

(2) 見積書（様式8）及び見積内訳書

見積書（様式8）について、以下の各項目の内容に従い作成するとともに、金額の内訳がわかる見積内訳書（任意様式）を提出すること。また、提案者が必要と判断する説明資料がある場合について、併せて提出すること。

- ・ 見積書の積算対象期間については、本業務の令和8年度中に生じる費用とすること。
- ・ 今回提出を求める見積書の記載内容については、実現性の伴う内容であること。なお、提出された見積書については、選定上の価格評価に使用する。

(3) 辞退表明

参加意思表明後に辞退を表明する場合、速やかににぎわい創造課へ連絡し、辞退届（様式9）を提出すること。

11 審査の実施

審査は、島本駅東エリア活性化実施計画策定業務プロポーザル審査会において決定した審査方法、審査基準等により、同審査会が実施する。

12 審査結果通知

審査結果は、令和8年6月中旬に、全ての参加者あてに得点及び順位を記載した審査結果通知書の郵送により通知する。

なお、審査結果に対する異議申立てをすることはできない。

13 契約の締結

- (1) 受注予定者として選定された事業者と契約に向けて、諸条件について詳細協議を行う。なお、受注予定者としての選定をもって、提案の全内容を承認するものではない。
- (2) 詳細協議を経て確定した仕様書に基づき価格交渉等の協議をした上で、改めて見積書の提出を受け、契約を締結する。
- (3) 受注予定者との契約協議において、双方が合意に至らなかった場合には、次点

との協議を行う。

- (4) 契約保証金について、契約額の100分の10以上とし、契約締結前に納付することとする。なお、島本町財務規則第117条各号に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。
- (5) 受注者は、本町の承認を得ることなく本業務を他人に委託することはできない。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報については、本町の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

14 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他島本駅東エリア活性化実施計画策定業務プロポーザル審査会が無効とすることを決定した場合

15 費用負担

本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、全て参加者の負担とする。

16 提出書類等の取扱い

- (1) 書類等の返却
提出された書類等は、原則返却しない。
- (2) 取扱いの範囲
提出された書類等は、本業務の受注予定者の選定に用いる他、本業務の実施に限り、取り扱う。

17 情報公開

提出された企画提案書その他の書類等は、島本町情報公開条例（昭和58年島本町条例第24号）第3条第1号に規定する情報とし、同条例の規定に基づき原則として公開される。

18 その他

- (1) 本プロポーザル参加者は、本業務及びその付随する業務に関し、知り得た個人情報その他守秘すべき情報を他に漏らしてはならない。
- (2) 本プロポーザル関連書類等作成のため、本町が配布した資料等は、本町の許可なく公開若しくは公表をし、又は使用してはならない。
- (3) 本プロポーザルの参加に当たって、本プロポーザル参加者に生じた損害等については、本町は一切その責を負わないものとする。

- (4) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (5) 公正な選考が確保できないと判断した場合は、選考を中止する場合がある。
- (6) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、優先交渉権者の資格を取り消し、指名停止等の措置を講ずる場合がある。
- (7) 提案事業者が1者のみであった場合にも公募は成立することとし、プロポーザルにおける評価点が6割以上であれば委託候補者とする。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 2 4 日から施行する。